

# アメリカ州政府による大学評価と資金配分

吉 田 香 奈

## 目 次

### 問題設定

1. 州政府による州立大学への資金配分と大学評価
2. パフォーマンス・ファンディング：サウスカロライナ州の場合
3. まとめ — サウスカロライナのパフォーマンス・ファンディングの特質 —

# アメリカ州政府による大学評価と資金配分

吉 田 香 奈\*

The Allocation of State Budgets for Public Higher Education based  
on Performance in the United States

Kana Yoshida

## 問題設定

本稿は、アメリカ州政府による州立大学への資金配分のうち、特に経常費に対する州交付金が大学評価とどのように結びついているのかについて、各州の状況および特徴を明らかにすることを目的としている。

アメリカの大学評価の特徴は、高等教育機関やプログラムの適格性を審査するアクレディテーションのシステムを約100年間にわたって実施してきた点にある。しかし、アクレディテーションはあくまで適格性を評価するものであり、業績を評価したり、資金配分と連動したりするものではない。むしろ、このような評価は州政府によって行われているものである。1980年代に入り、各州で高等教育のアカウンタビリティに関する議論が盛んに行われるようになると、次第に州政府自身によって州立大学の業績評価が実施されるようになった。さらに1990年代には業績評価を資金配分と連動させる州が増加した (Burke & Serban, 1998, p.22)。この動きは山崎 (1999, 2000, 2001, 2004)、金子 (2000)、館 (2000)、伊藤 (2000)、米澤 (2003)、江原・杉本編 (2005) 等で紹介されている。なかでも山崎の一連の研究は州政府の業績評価基準の特質や資金配分との関係を包括的に取り上げており、業績評価と資金配分の連動を高等「教育」の「改善」を引き出す巧妙な財政メカニズム、であると分析している<sup>1</sup>。

しかし、このような業績評価と資金配分の連動はアメリカにおいて必ずしも広く受け入れられている訳ではない。また、実際の各州の状況は非常に変化が激しく、導入の数年後には制度が廃止されるという事例も珍しくない。さらに、近年は業績評価を資金配分と連動させず、評価結果の公開のみを通じてアカウンタビリティを確保する州も増加している。

そこで、本稿では、まず州の高等教育管理制度および業績評価と資金配分の連動に関する動向を整理し (第1節)、続いて事例研究としてサウスカロライナ州 (第2節) を取りあげる。本稿でサウ

---

\* 山口大学大学教育センター准教授

スカロライナ州を取り上げる理由は、同州が1996-97年に全米で初めて州交付金を100%業績評価に基づいて配分する政策を導入した点にある。制度の開始当初、全米の大きな注目を集めた同州の制度が、現在はどのような状況にあるのかを明らかにする。

## 1. 州政府による州立大学への資金配分と大学評価

### 1.1 州高等教育委員会の役割

アメリカでは、1791年の合衆国憲法修正第10条に基づき、教育に関する権限は州に留保されている。教育は地方分権制の原理に基づいて州および地方学区によって実施されており、高等教育の行政や管理も各州に任されている。大学の管理は一般に理事会方式で行われるが、私立大学では各大学固有の理事会が管理機関（governing body）として機能している。一方、州立大学では歴史的に理事会と「狭義」の大学との分離がみられ、一つの理事会が複数または州全体の大学を管理したり、高等教育全体を管理するための委員会が置かれる傾向にある（高木，1998，pp.171-172）。高木によれば、これらは「学外的管理機関」としての機能が非常に強く、一般の教育行政機関（教育委員会）とほとんど変わるところがないといっても過言ではないという。一方、管理機能を持たず調整機能だけを持つ調整委員会（coordinating board）も1950年代以降徐々に増加し、多くの州で設置された。これは、戦後ベビーブームによる学生数の急激な増加に対応するため学生の収容量の計画的増大を図ることや、高等教育機関の機能的側面での重複や競争を排除し適正な発展を図ることが目指されたためであった（仙波，2001）。

マクギネス（Aimes C. McGuinness, Jr.）によれば、以上のような高等教育の管理や調整を行うための州高等教育委員会（State Board of Higher Education）は3種類に分類される（McGuinness, 2004, pp.13-18）。

州高等教育管理委員会（Consolidated Governing Boards）・・・23州

1つまたは2つの管理委員会が州内の公立高等教育機関を管理する形態。委員会は州の高等教育に関する計画機能、調整機能、管理機能を有する。委員会と高等教育機関との間に他の調整組織は存在しない。例えばフロリダ州ではthe Board of Governors of the State University System（SUS）が11州立大学に関する計画・調整・管理機能を有しており、戦略的計画の策定、教育プログラムの承認、州議会への予算案提出などを行う。一方、州教育委員会（the State Board of Education）は初等中等教育に関する教育行政を主に担当しているが、コミュニティカレッジについても責任を有している。なお、フロリダ州では州予算全体に業績に基づく予算配分（performance-based program budgeting, PB2）が導入されており、SUSは州議会に対して予算要求書とともに業績データを提出することになっている<sup>2</sup>。

州高等教育調整委員会（Coordinating Boards）・・・24州

高等教育に関する計画機能と調整機能のみを有し、管理機能は持たない。大学の管理は大学理事会（複合キャンパス制度の理事会を含む）に委ねられている。教育プログラムの承認権を有する委員会は22州であり、うち高等教育予算に関する強い権限を持つ州は15州である。例えばテネシー州

高等教育委員会（Tennessee Higher Education Commission, THEC）は1967年に創設され、州マスタープランの作成や高等教育機関の設置に関する調整を行うほか、州立大学への州交付金の配分方針・フォーミュラを作成する権限を有し、州立大学の業績評価の実施責任組織でもある。なお、テネシー州には州立大学の管理組織としてテネシー大学理事会（the University of Tennessee Board of Trustees）とテネシー理事会（Tennessee Board of Regent, TBR）の2つが置かれ、前者はテネシー大学システムを管理し、後者は6大学・13コミュニティカレッジ、27テクノロジーセンターを管理している。管理下にある各大学は業績データを毎年理事会およびTHECに対して提出しなければならない<sup>3</sup>。

計画・サービス機関（Planning/Service Agencies）・・・3州

教育プログラム承認権も予算に関する権限も持たない、限定された機能。に含まれる州が の機関を同時に有する場合もある（ミネソタ州、ニューハンプシャー州、バーモント州など）。

表1 州高等教育委員会のタイプおよび権限

| 州高等教育管理委員会<br>Consolidated Governing Boards                                |                                                                                                                            | 州高等教育調整委員会<br>Coordinating Boards                                                                                                           |                                                       |                  |                                                      |                    | 計画・サービス機関<br>Planning/Service<br>Agencies  |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------|
|                                                                            |                                                                                                                            | 規制力を有する調整委員会<br>(教育プログラムの承認権あり)<br>Regulatory Coordinating Boards                                                                           |                                                       |                  | 諮問委員会<br>(教育プログラム承認権なし、レビュー・勧告のみ)<br>Advisory Boards |                    |                                            |
| 1つの管理委員会<br>が全ての公立機<br>関を管理                                                | 2つの管理委員会<br>がすべての公立機<br>関を管理                                                                                               | 予算に関する強い<br>権限                                                                                                                              | 予算に関する<br>限定された権<br>限                                 | 予算に関する<br>法的権限なし | 予算に関<br>する強い<br>権限                                   | 予算に関する限<br>定された権限  | 予算に関する法的<br>権限なし、または、<br>教育プログラムの承<br>認権なし |
| アラスカ<br>ハワイ<br>アイダホ<br>カンザス<br>モンタナ<br>ネバダ<br>ノースダコタ<br>ロードアイランド<br>サウスダコタ | アリゾナ<br>フロリダ<br>ジョージア<br>アイオワ<br>メイン<br>ミネソタ<br>ミシシッピ<br>ニューハンプシャー<br>ノースカロライナ<br>オレゴン<br>ユタ<br>バーモント<br>ウィスコンシン<br>ワイオミング | アラバマ<br>アーカンソー<br>コロラド<br>インディアナ<br>イリノイ<br>ケンタッキー<br>ルイジアナ<br>メリーランド<br>マサチューセッツ<br>ミズーリ<br>オハイオ<br>オクラホマ<br>サウスカロライナ<br>テネシー<br>ウエストバージニア | コネチカット<br>ネブラスカ<br>ニュージャージー<br>テキサス<br>バージニア<br>ワシントン | ニューヨーク           |                                                      | カリフォルニア<br>ニューメキシコ | デラウェア<br>ミシガン<br>ペンシルバニア                   |
| DC<br>プエルトリコ                                                               |                                                                                                                            |                                                                                                                                             |                                                       |                  |                                                      | アラスカ               | ミネソタ、ニューハンプシャー、バーモント、DC、プエルトリコ             |
| 9州<br>(およびDC、プエルトリコ)                                                       | 14州                                                                                                                        | 15州                                                                                                                                         | 6州                                                    | 1州               | 0州                                                   | 2州<br>(および1州)      | 3州<br>(および3州、DC、プエルトリコ)                    |

出所：McGuinness (2004)より作成

## 1. 2 州交付金の算定方法と業績予算

以上のように、高等教育の管理制度は各州によって大きく異なるため、経常費・資本的経費に対する州交付金の予算編成についても各州によってプロセスが異なる。ただし、経常費に関する交付

金の決定には広く「フォーミュラ予算」が用いられている。フォーミュラ予算とは、あらかじめ設定された算定式を用いて交付額を算定する手法であり、教育費、研究費、学生サービス費などが様々な算定式で積算され、その合計額がブロックグラントとして各大学へ交付される(吉田 2003, 2006, 2007)。

しかし、先にも述べたように1990年代以降は業績評価を資金配分と連動させる「業績予算」を採用する州が徐々に増加している。業績予算とは、あらかじめ設定した評価指標に沿って大学の教育・研究・運営等を評価し、その結果を予算編成や配分に反映させる手法である。業績予算を最も早く採用した州はテネシー州(1979年)であるが、その後1980年代には実施する州はほとんどみられなかった(Burke & Serban, 1998, pp.21-22)。しかし、アカウンタビリティへの要求の高まりとともに大きな注目を浴びはじめ、多くの州で導入が検討されるようになった。

パークは(Joseph C. Burke)は業績予算を 1) パフォーマンス・バジェットティング(Performance Budgeting, 以下PB) 2) パフォーマンス・ファンディング(Performance Funding, 以下PF)の2つに分類したことで広く知られている(Burke & Serban, 1998, Burke & Associates, 2002a, Burke, 2002b, Burke & Minassians, 2003a, Burke, 2003b)。PBとは業績評価結果を予算編成において一要素として考慮するものであり、PFとは評価結果と予算編成・配分を直接的にリンクさせるものである。なお、PBとPFは同時に実施可能であり、まず、業績評価に基づいてPFが実施され、交付金額が自動的に算定された後、さらに、予算編成過程においてPBが実施され追加額が審議される。一方、アカウンタビリティの面に着目した場合、業績評価を資金配分と連動させず、評価結果のみを公表する方法として 3) パフォーマンス・レポーティング(Performance Reporting, 以下PR)を第3のパターンとしてあげることができる。これは、評価結果を公表することを通じて大学側が自主的に教育等の改善を図ることを企図しているが、予算との連動がないため資金面での誘因はない。PRもPB、PFと同時に実施可能であるが、その場合は評価項目が異なっている。

なお、2003年の場合、表2のようにPBは21州、PFは15州で実施されている。両方を実施する州が7州あるため、全体では29州(58%)が業績予算を採用している状況にある。また、PRは46州(92%)で実施されており、非常に実施率が高い。

表2 州政府による業績評価と資金配分の関係

| タイプ               | 資金配分とのリンク | 内容                                                 | 実施州(2003年) | 合計           |
|-------------------|-----------|----------------------------------------------------|------------|--------------|
| パフォーマンス・バジェットティング | ○         | 評価結果を次期の予算編成過程で一要素として考慮する方式。評価と資金配分は緩やかにリンクする。     | 21州        | 29州<br>(58%) |
| パフォーマンス・ファンディング   |           | 評価結果を州交付金の配分と直接的にリンクさせる方式。評価結果に基づいて自動的に配分額が算定される。  | 15州        |              |
| (上記2種類の混合)        |           | 評価に基づいて交付金算定の後、追加額が審議される。                          | (7州)       |              |
| パフォーマンス・レポーティング   | ×         | 評価結果を予算とリンクさせないモデル。州の設定した指標の達成状況に関する報告書の作成・公開がメイン。 | 46州        | 46州<br>(92%) |

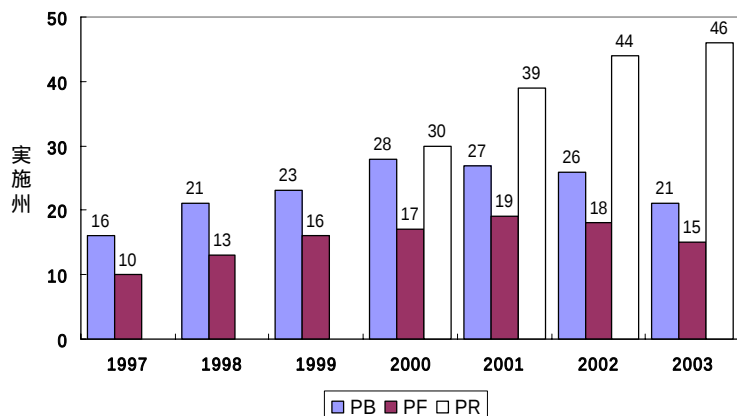
出所: Burke&Associates(2002a), Burke&Minassians(2003a)をもとに作成

### 1.3 業績予算を採用する州

図1は1997年から2003年までのPB、PF、PRの実施州の推移を示したものである。なお、PRは2000年度より調査が始まったため、1999年までのデータは存在しない。

PBは最も多い年で28州（2000年）、PFは19州（2001年）で採用されていたが、近年は徐々に減少している。反対にPRは2000年から2003年の4年間で16州も増加し、ほとんどの州で実施されている。

図1 PB、PF、PRの実施州の推移



出所: Burke & Minassians (2003a)をもとに作成

また、表3は州ごとにみたPB、PF、PRの実施状況の推移である。7年間を通じていかなる措置も行っていない州はデラウェア州だけであり、残りの49州はいずれかの政策を実施していることが分かる。

2003年に注目すると、PBは6州で廃止、1州で新たに開始されており、増減はマイナス5である。また、PFは3州で廃止、新たに開始された州は0州であり、増減はマイナス3である。特に、ミズーリ州の場合、PFの取り組みは1993年に開始され、個々の大学が独自に開発した指標に即してインセンティブ資金を配分する「Funding for Result」というシステムが成功したことで広く知られている（山崎，1999，p.79）。しかし、2001年の不況で州歳入が減少し、高等教育予算の確保が困難になったことから2003年を最後に廃止に至っている。ただし、近年の動向として、クロニクル誌によれば、2007年の州議会にPFを復活させる要求案が提出され、PFの再導入が検討されていると伝えられている<sup>4</sup>。2005年に就任したMatt Blunt州知事は「ミズーリ州の大学・カレッジは納税者に対してアカウントビリティを果たす必要がある」としPFの再導入を強く希望している。先に述べたように、近年、PBやPFの実施州は減少しているが、反対に復活させようとする動きも一部の州に見られる。

表3 各州における州立大学の業績予算の実施状況

|            | 1997年 |    | 1998年 |    | 1999年 |     | 2000年 |     |    | 2001年 |     |    | 2002年 |     |    | 2003年 |     |    |
|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|-------|-----|----|-------|-----|----|-------|-----|----|-------|-----|----|
|            | PB    | PF | PB    | PF | PB    | PF  | PB    | PF  | PR | PB    | PF  | PR | PB    | PF  | PR | PB    | PF  | PR |
| アーカンソー州    |       |    |       |    |       |     |       |     |    |       | ○   |    | ○     |     |    |       |     | ○  |
| アイオワ州      | ○     |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     |    | ○     |     |    | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| アイダホ州      | ○     |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |
| アラスカ州      |       |    |       |    |       |     |       |     |    |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| アラバマ州      |       |    |       |    |       |     | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| アリゾナ州      |       |    |       |    |       |     |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| イリノイ州      | ○     |    | ○     | ○* | ○     | ○*  | ○     | ○*  | ○  | ○     | ○*  | ○  | ○     | ○*  | ○  |       |     | ○  |
| インディアナ州    | ○     |    | ○     | ○  | ○     |     |       |     |    |       |     |    |       |     | ○  |       |     | ○  |
| ウィスコンシン州   |       |    |       |    |       |     | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| ウェストバージニア州 | ○     |    | ○     |    | ○     |     |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| オクラホマ州     | ○     |    | ○     | ○  | ○     | ○   | ○     | ○   |    | ○     |     |    | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |
| オハイオ州      |       | ○  |       | ○  |       | ○   |       | ○   |    |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| オレゴン州      |       |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     | ○  | ○     | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| カリフォルニア州   |       |    |       |    |       | ○*  | ○     | ○*  | ○  | ○     | ○*  | ○  |       |     | ○  | ○     |     | ○  |
| カンザス州      | ○     |    | ○     |    | ○     | ○   | ○     | ○   |    | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |
| ケンタッキー州    |       | ○  |       |    |       |     |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| コネチカット州    |       | ○  |       | ○  | ○     | ○   | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |
| コロラド州      | ○     | ○  | ○     | ○  |       |     |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| サウスカロライナ州  |       | ○  |       | ○  |       | ○   |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| サウスダコタ州    |       |    | ○     | ○  |       | ○   |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| ジョージア州     | ○     |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| テキサス州      | ○     |    | ○     |    | ○     | ○   | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |
| テネシー州      |       | ○  |       | ○  |       | ○   |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| デラウェア州     |       |    |       |    |       |     |       |     |    |       |     |    |       |     |    |       |     |    |
| ニュージャージー州  |       |    |       |    | ○     | ○   | ○     | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       |     | ○  |
| ニューハンプシャー州 |       |    |       |    |       |     |       |     |    |       |     |    |       |     | ○  |       |     | ○  |
| ニューメキシコ州   |       |    |       |    |       |     | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| ニューヨーク州    |       |    |       |    |       | ○** |       | ○** |    |       | ○** |    |       | ○** |    |       | ○** |    |
| ネバダ州       |       |    |       |    |       |     | ○     |     |    | ○     |     |    | ○     |     |    | ○     |     |    |
| ネブラスカ州     | ○     |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     |    | ○     |     |    | ○     |     |    | ○     |     | ○  |
| ノースカロライナ州  | ○     |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     |    | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |       |     | ○  |
| ノースダコタ州    |       |    |       |    |       |     |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| バージニア州     |       |    |       |    | ○     | ○   | ○     |     | ○  |       |     | ○  | ○     |     | ○  |       |     | ○  |
| バーモント州     |       |    |       |    |       |     |       |     |    |       |     |    | ○     |     | ○  |       |     | ○  |
| ハワイ州       | ○     |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| フロリダ州      | ○     | ○  | ○     | ○  | ○     | ○   | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |
| ペンシルバニア州   |       |    |       |    |       |     |       | ○   |    |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| マサチューセッツ州  |       |    |       |    | ○     |     | ○     |     | ○  |       |     | ○  |       | ○   |    |       |     | ○  |
| ミシガン州      |       |    |       |    | ○     |     | ○     |     |    | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| ミシシッピ州     | ○     |    | ○     |    |       |     |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |       | ○   | ○  |
| ミネソタ州      |       | ○  |       |    |       |     |       |     |    |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| ミズーリ州      |       | ○  |       | ○  |       | ○   | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |       |     | ○  |
| メイン州       |       |    | ○     |    | ○     |     | ○     |     |    | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| メリーランド州    |       |    |       |    |       |     | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| モンタナ州      |       |    |       |    |       |     |       |     |    |       |     |    |       |     |    |       |     | ○  |
| ユタ州        |       |    |       |    |       |     | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  | ○     |     | ○  |
| ルイジアナ州     |       |    | ○     | ○  | ○     | ○   | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  | ○     | ○   | ○  |
| ロードアイランド州  | ○     |    | ○     |    |       |     |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     |    |
| ワイオミング州    |       |    |       |    |       |     |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| ワシントン州     |       | ○  | ○     | ○  | ○     |     |       |     | ○  | ○     |     | ○  |       |     | ○  |       |     | ○  |
| 合 計        | 16    | 10 | 21    | 13 | 23    | 16  | 28    | 17  | 30 | 27    | 19  | 39 | 26    | 18  | 44 | 21    | 15  | 46 |

出所: Burke &amp; Minassians (2003a)より作成。\*は2年制大学のみ,\*\*は州立大学システムのみ

## 2. パフォーマンス・ファンディング：サウスカロライナ州の場合

次に、PFを実施している州の事例としてサウスカロライナ州を取りあげ、そのシステムおよび近年の動向についてみていく。サウスカロライナ州のPFに関しては先行研究で山崎（1999, 2004）が取りあげている。山崎は、同州のPFが1996年に州議会を通過した359法に基づいて1996-97年度より実施されていること、当初は州政府支出の100%をPFで配分する方式が採用されたが1998-99年より「留保金配分型」へと変更されたこと、実際には州政府資金のうち3%程度しかパフォーマンスに基づいて配分されていないことを指摘している。そこで本稿では、同州のPFシステムが現在までどのように変化しているのか、その評価基準、評価方法、資金配分方式について具体的にみていく。

### 2.1 サウスカロライナ州の高等教育制度

サウスカロライナ州は東部の大西洋岸に面した州であり、面積は北海道に近く、人口は432万人（全米第24位、2006年推計）である<sup>5</sup>。州の高等教育費（2006-2007会計年度）は公立高等教育機関への交付金約6億8,862万ドル、その他の機関への支出を含めると約8億1,156万ドルであり、これは州の一般歳入（State General Revenue）約61億800万ドルのうち13.3%にあたる（SCCHE, 2006c）。

同州には高等教育委員会としてサウスカロライナ州高等教育委員会（South Carolina Commission on Higher Education, CHE）が置かれている。先に述べた高等教育委員会の類型ではCHEは調整委員会に属し、特に規制力・予算に関する強い権限を持つ区分に属する。CHEは州知事によって任命された14名の理事で構成され、その下に4つの課から成る事務局が置かれている。その目的は、州全体の経済発展と人材育成を目的とした高等教育システムの質と効率性の向上を図ることにあり、公立高等教育のアカウンタビリティの確保、高等教育機関のミッションの承認、教育プログラムの承認、PF、州学生援助事業等に関する責任を有している（South Carolina Code of Laws, Section 59-103）<sup>6</sup>。予算過程では、各公立大学は予算要求書を毎年CHEに対して提出する。ただしテクニカルカレッジについては州技術総合教育委員会（State Board for Technical and Comprehensive Education）が予算要求を取りまとめてCHEに提出する。CHEはPFによる予算要求案を作成し、州知事および州議会予算委員会に提出する。

なお、同州には高等教育機関が61校（州立4年制大学13校、州立2年制大学20校、私立4年制大学23校、私立2年制大学3校、私立プロフェッショナルスクール2校）あり、2006年秋には約21万人の学生が在学している。このうち、州立4年制・2年制大学計33校は表4のような類型に分類される。在学者は約18万人であり、学生全体の8割以上を占めている。各大学にはそれぞれ理事会（the Board of Trustees）が置かれており、例えばサウスカロライナ大学8校を統括するシステム理事会の場合、州知事、州教育長、サウスカロライナ大学同窓会長、州巡回区（judicial circuits）代表者等の計21名で構成されている。また、テクニカルカレッジ16校はすべて2年制であり州技術総合教育委員会によって管理されている。委員会は州教育長のほか州知事より任命された理事で構成されている。

表4 サウスカロライナ州の州立大学の類型と在学者数(2006-2007年)

| 州立大学                                                 |                                            | 大学数 | 在学者数    |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----|---------|
| 研究大学(Research Institutions)                          |                                            |     |         |
|                                                      | クレムソン大学、サウスカロライナ大学コロンビア校、サウスカロライナ州立医科大学    | 3   | 47,197  |
| 教育大学(Comprehensive Teaching Colleges & Universities) |                                            |     |         |
|                                                      | サウスカロライナ大学ビューフォート校、チャールストンカレッジ、ウィンスロップ大学など | 10  | 49,380  |
| 2年制USC地域キャンパス(Two Year Regional Campuses of USC)     |                                            |     |         |
|                                                      | サウスカロライナ大学ランカスター校など                        | 4   | 3,529   |
| テクニカルカレッジ(Technical Colleges)                        |                                            |     |         |
|                                                      | グリーンビルテクニカルカレッジ、トライデントテクニカルカレッジなど          | 16  | 76,309  |
| 州立大学・計                                               |                                            | 33  | 176,415 |

## 2.2 業績予算の導入と展開

サウスカロライナ州法には州立大学の業績評価基準が詳細に規定されている(South Carolina Code of Laws, Section 59-103-30)。評価基準は大きく9つの分野(the critical success factors)に分かれており、それぞれ2～5つの評価基準(performance indicators)が定められ、合計37基準が設定されている。CHEにはこれらの項目の達成水準および水準判定方法を開発する責任が課されている。この開発にあたっては州高等教育学長カウンシル(Council of presidents of State institutions of higher learning)各大学の理事会、経済界からの意見を参考にしなければならない。

州議会に359法とよばれるPF導入法案が提出されたのは1996年のことである。この通過により1996-97年度予算よりサウスカロライナ州では公立大学への交付金の配分に初めてPFが導入されることになった。この導入は全米の高い注目を集めたが、その理由は1)導入が州議会・経済界主導で行われたこと、2)評価基準が37と非常に多く、他州の2倍以上にあたること、3)交付金の配分額を100%すべてPFで決定すること、の3点にあった。

第1の点について、パークによれば、PFの導入パターンには3つのタイプがある(Burke 2002b, p.460)。すなわち、第1のパターンはコロラド州やカンザス州のように州議会がPFの実施を決定するが評価基準の設定は高等教育調整委員会と大学側に任せる方法、第2のパターンはミズーリ州やテネシー州のように法律には規定がなく高等教育調整委員会の主導で評価基準を設定する方法、そして第3のパターンがサウスカロライナ州のように州議会主導で導入を決定し、州法に評価基準を規定する最も厳格な方法である。同州では州議会や経済界のリーダー主導でPFの導入が推進されたが、その理由は1980年代後半に州の予算不足が起こり、公立大学のアカウンタビリティが問題視されるようになったことにあった。

第2の点については、州法には37の評価基準が明文化され、1996-97年度には14の評価基準、1997-98年度は22基準、1998-1999年度は37基準すべてを使用する段階的な導入が実施された。しかし、導入時に問題となったのは基準の重複およびデータ収集の困難性であった(SCCHE, 2000, p.12)。そこで、これらの点についてCHEと各大学との間で協議が重ねられ、後述のような変更が行われた。

最後に第3の点については、州法に「すべて (entirely)」の予算を業績評価に基づいて配分することが明記された (South Carolina Code of Laws, Section 59-103-45(d))。しかし、PFを導入している他州では評価に基づいて配分される交付金の割合は5%以下に過ぎず、評価結果によって配分額が毎年大きく変動する方式は大学の安定した経営上問題があることが指摘された。そこで、1999年3月、CHEは配分方針を明確化し100%パフォーマンス・ファンディングから限定的なパフォーマンス・インセンティブ・プール (留保金配分型) への変更を行った (Burke, 2002a, pp.209-210, 山崎, 2004, p.39)。CHEの資料によれば、留保金は各大学の 1) 前年度配分額および今年度配分予定額の1/2の合計額から業績評価に基づいて1.75%または2.0%を控除した額、2) 今年度配分予定額の残り1/2、によって形成される (SCCHE, 2000, pp.6-7)。続いて、1)の控除後の額を各大学の今年度の配分予定基礎額とし、業績評価結果に基づいて基礎額の+5%から-5%が加えられ、今年度の最終的な配分額が算出される (図2)。なお、1)および2)で使用される今年度配分予定額の算出はMission Resource Requirements (MRR) と呼ばれるフォーミュラ・ファンディングが用いられる。教育費、研究費、社会サービス費、図書館費、学生サービス費、施設費、管理経費の7つについてそれぞれ算定式が定められ、大学類型ごとに必要経費額が算出される。

ただし、表5に示すように、この方式は1998-99年度 (Performance Year 3) と1999-2000年度 (Performance Year 4) の2年間のみ使用され、2000-01年度 (Performance Year 5) からは新たな方式へと変更されている。

図2 サウスカロライナ州のパフォーマンス・ファンディング方式 (Performance Year3, 4)

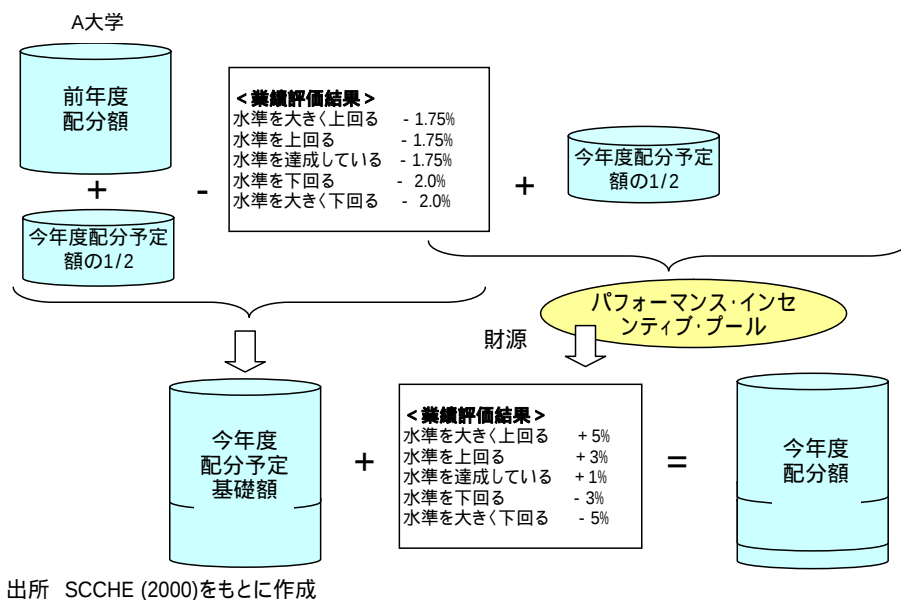


表5 サウスカロライナ州のパフォーマンス・ファンディングの変遷

|                    | 評価作業年度  | 予算年度    | 改革状況                          |
|--------------------|---------|---------|-------------------------------|
| Performance Year 1 | 1996-97 | 1997-98 | 段階的導入1年目。14項目。                |
| Performance Year 2 | 1997-98 | 1998-99 | 段階的導入2年目。22項目。                |
| Performance Year 3 | 1998-99 | 1999-00 | 段階的導入3年目。37項目。点数化・資金配分方法の見直し。 |
| Performance Year 4 | 1999-00 | 2000-01 | 各評価基準の評価水準をピアベースで設定。          |
| Performance Year 5 | 2000-01 | 2001-02 | 資金配分方法の見直し。                   |
| Performance Year 6 | 2001-02 | 2002-03 | 点数化される評価基準の削減。                |
| Performance Year 7 | 2002-03 | 2003-04 |                               |
| Performance Year 8 | 2003-04 | 2004-05 |                               |
| Performance Year 9 | 2004-05 | 2005-06 |                               |

出所 SCCHE (2004)をもとに作成

### 2.3 現在のパフォーマンス・ファンディングの方式

次に、現在使用されているPFの基準、評価方法、資金配分方法についてみていく。表6は州法に定められている37評価基準および資金配分と直接連動する基準のリストである。37基準はそれぞれデータが収集されるが、このうち資金配分と直接連動する基準は○のついた13～14基準のみである（大学類型ごとに設定）。これらの基準は点数化される基準（8～12基準）と点数化されない基準に分類される。後者はさらに遵守すればよい基準（例：基準1C）と見直し中につき除外される基準（例：基準5A）に分けられる。

資金配分と連動する基準をインプット基準（資源の投入）、プロセス基準（プログラム・活動・サービスの提供）、アウトプット基準（生産量）、アウトカム基準（プログラム・活動・サービスの質）に分類してみると、インプット基準が非常に多く（基準1C、2A、2D、5A、6A、6B、8C1、8C3、8C4、9A、9B）、プロセス基準（1B、4A）、アウトプット基準（3E3、7A、8C2）、アウトカム基準（3D、3E1、3E2、7D）は少ないのが特徴である<sup>7</sup>。

なお、各基準は1～3点の3段階で点数化され、大きな改善がみられた場合は0.5点の追加得点が付与される。これらの合計得点を基準数で除した平均点（3点満点）は最終的に5段階に分類され、2.85-3.00点=水準を大きく上回る、2.60-2.84点=水準を上回る、2.00-2.59点=水準に達している、1.45-1.99点=水準を下回る、1.00-1.44点=水準を大きく下回る、の評価が与えられる。この最終評価に基づいて次年度の資金配分額が決定する仕組みになっている。例えば、表6に示したサウスカロライナ大学コロンビア校の場合、研究大学の類型に属し、14基準のうち11基準が点数化される。2004-05年度（Performance Year 9）は、平均点2.85点を獲得し、最も高い「水準を大きく上回る」の評価を与えられている。また、教育大学の類型に属するコースタルカロライナ大学の場合、14基準中12基準が点数化され、平均点2.26点で「水準に達している」の評価が与えられている。

表 6 サウスカロライナ州の州立大学業績評価基準(Performance Year 9)

| 州法に規定された業績評価基準                                                                                                       |  |  |  |  | 業績評価結果                         |                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--------------------------------|------------------------|
|                                                                                                                      |  |  |  |  | サウスカロライナ大学<br>コロンビア校<br>(研究大学) | コースタルカロライナ大学<br>(教育大学) |
| 1 使命の明確化 (Mission Focus)                                                                                             |  |  |  |  |                                |                        |
| A.大学の使命を達成するために支出された額                                                                                                |  |  |  |  |                                |                        |
| B.使命を達成するために提供されているカリキュラム                                                                                            |  |  |  |  | 2.00                           | 1.00                   |
| C.大学の使命の承認                                                                                                           |  |  |  |  | 遵守                             | 遵守                     |
| D.使命達成を支援する戦略的計画の採用                                                                                                  |  |  |  |  |                                |                        |
| E.戦略的計画の達成                                                                                                           |  |  |  |  | 3.00                           | 3.00                   |
| 2 教員の質 (Quality of Faculty)                                                                                          |  |  |  |  |                                |                        |
| A.教員の学位や資格                                                                                                           |  |  |  |  | 3.00                           | 3.00                   |
| B.教員の業績評価システム                                                                                                        |  |  |  |  |                                |                        |
| C.テニユア後の教員評価                                                                                                         |  |  |  |  |                                |                        |
| D.教員給与 (1.助教授給与、2.准教授給与、3.教授給与)                                                                                      |  |  |  |  | 3.00                           | 3.00                   |
| E.授業以外での教員と学生の接触                                                                                                     |  |  |  |  |                                |                        |
| F.教員が無給で行う地域サービス活動                                                                                                   |  |  |  |  |                                |                        |
| 3 授業の質 (Instructional Quality)                                                                                       |  |  |  |  |                                |                        |
| A.クラス規模と学生教員比                                                                                                        |  |  |  |  |                                |                        |
| B.教員の授業担当時間数                                                                                                         |  |  |  |  |                                |                        |
| C.フルタイム職員と比較したフルタイム教員の割合                                                                                             |  |  |  |  |                                |                        |
| D.学位授与プログラムのアクセディテーション                                                                                               |  |  |  |  | 3.00                           | 2.00                   |
| E.質の高い教員養成への取り組み・改善(1.NCATEのアクセディテーション、2.資格試験成績、3.教員不足分野の卒業者数・マイノリティ学生卒業者数)                                          |  |  |  |  |                                | 1.63                   |
| 4 大学内外との連携と協力 (Institutional Cooperation and Collaboration)                                                          |  |  |  |  |                                |                        |
| A.学内、他大学、産業界との技術、プログラム、施設、設備、専門家の共同利用                                                                                |  |  |  |  | 3.00                           | 3.00                   |
| B.民間企業との連携と協力                                                                                                        |  |  |  |  |                                |                        |
| 5 大学運営の効率性 (Administrative Efficiency)                                                                               |  |  |  |  |                                |                        |
| A.教育研究費に対する管理経費の割合                                                                                                   |  |  |  |  | 除外                             | 除外                     |
| B.経営に関するベストプラクティスの利用                                                                                                 |  |  |  |  |                                |                        |
| C.管理運営や教育研究プログラムの重複・浪費の除去                                                                                            |  |  |  |  |                                |                        |
| D.一般的なオーバーヘッドの額                                                                                                      |  |  |  |  |                                |                        |
| 6 入学要件 (Entrance Requirements)                                                                                       |  |  |  |  |                                |                        |
| A. SATおよびACTのスコア                                                                                                     |  |  |  |  | 3.00                           | 3.00                   |
| B.高等学校での成績、GPA、活動                                                                                                    |  |  |  |  |                                |                        |
| C.学生の高校卒業後の非アカデミックの成績                                                                                                |  |  |  |  |                                |                        |
| D.州内出身者の優先的な入学                                                                                                       |  |  |  |  |                                |                        |
| 7 卒業生の成績 (Graduates' Achievements)                                                                                   |  |  |  |  |                                |                        |
| A.卒業率                                                                                                                |  |  |  |  | 3.00                           | 2.50                   |
| B.卒業生の就職率                                                                                                            |  |  |  |  |                                |                        |
| C.雇用された学生・雇用されなかった学生に対する雇用主からのフィードバック                                                                                |  |  |  |  |                                |                        |
| D.資格試験のスコア                                                                                                           |  |  |  |  | 3.00                           | 2.50                   |
| E.卒業後も教育を継続する学生の数                                                                                                    |  |  |  |  |                                |                        |
| F.卒業生の取得単位数                                                                                                          |  |  |  |  |                                |                        |
| 8 大学の利便性 (User-Friendliness of Institution)                                                                          |  |  |  |  |                                |                        |
| A.修得単位の互換性                                                                                                           |  |  |  |  |                                |                        |
| B.卒業生等への継続教育プログラム                                                                                                    |  |  |  |  |                                |                        |
| C.州民による大学へのアクセスのしやすさ(1.州内出身学部生に占めるマイノリティ学部生の割合、2.マイノリティ学部生の残留率、3.マイノリティ大学院生の割合、4.マイノリティ教員の割合)                        |  |  |  |  | 2.38                           | 2.00                   |
| 9 研究資金 (Research Funding)                                                                                            |  |  |  |  |                                |                        |
| A.教員養成の改善に対する資金援助                                                                                                    |  |  |  |  | 3.00                           | 1.00                   |
| B.公的資金および民間資金の額                                                                                                      |  |  |  |  | 除外                             |                        |
| 計                                                                                                                    |  |  |  |  |                                |                        |
| 資金配分と直接連動する評価基準数                                                                                                     |  |  |  |  | 14                             | 14                     |
| うち点数化される基準数(1,2,3点)                                                                                                  |  |  |  |  | 11                             | 12                     |
| うち点数化されない基準数 (*)は遵守基準、(**)は見直し中のため除外                                                                                 |  |  |  |  | 3                              | 2                      |
| 合計点                                                                                                                  |  |  |  |  | 31.38                          | 27.13                  |
| 平均点 (最高点3.00)                                                                                                        |  |  |  |  | 2.85                           | 2.26                   |
| 判定                                                                                                                   |  |  |  |  | 水準を大きく上回る                      | 水準に達している               |
| 各基準は3点満点で採点。3.00点=水準を上回る、2.00点=水準に達している、1.00点=水準を下回る。なお、大きな改善がみられた場合は0.5点の追加点が加算される。                                 |  |  |  |  |                                |                        |
| 業績評価は平均点によって5段階で判定。平均点2.85-3.00 = 水準を大きく上回る、2.60-2.84=水準を上回る、2.00-2.59=水準に達している、1.45-1.99=水準を下回る、1.00-1.44=水準を大きく下回る |  |  |  |  |                                |                        |

出所:SCCCE(2004)をもとに作成

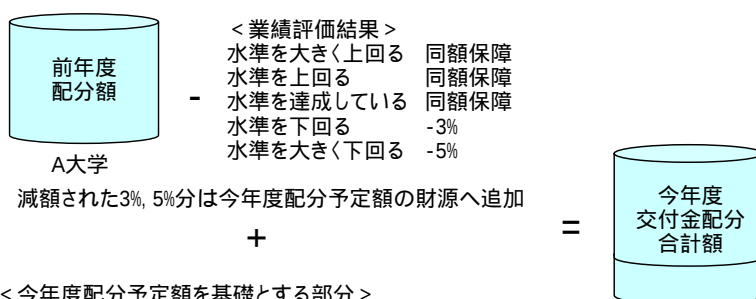
表7 サウスカロライナ州の州立大学の業績評価結果 (Performance Year 9)

|           | 研究大学 | 教育大学 | 地域キャンパス | テクニカルカレッジ | 大学計 |
|-----------|------|------|---------|-----------|-----|
| 水準を大きく上回る | 1    | 1    | 0       | 3         | 5   |
| 水準を上回る    | 2    | 1    | 2       | 9         | 14  |
| 水準を達成している | 0    | 8    | 2       | 4         | 14  |
| 水準を下回る    | 0    | 0    | 0       | 0         | 0   |
| 水準を大きく下回る | 0    | 0    | 0       | 0         | 0   |
| 大学計       | 3    | 10   | 4       | 16        | 33  |

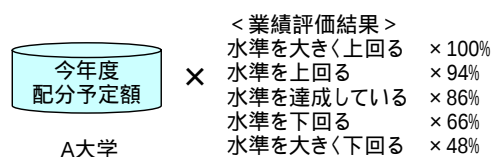
出所: SCCHE (2006a)をもとに作成

図3 サウスカロライナ州のパフォーマンス・ファンディング方式 (Performance Year 5以降)

&lt; 前年度交付金配分額を基礎とする部分 &gt;



&lt; 今年度配分予定額を基礎とする部分 &gt;



各大学の今年度配分予定額はMRRのシェアより算出

出所: SCCHE(2006a)、SCCHE(2006b)をもとに作成

また、表7は33州立大学の業績評価結果である。「水準を大きく上回る」5校、「水準を上回る」14校、「水準に達している」14校であり、「水準を下回る」「水準を大きく下回る」はそれぞれ0校であった。

次に、この評価結果を利用した資金配分の方式を示したのが図3である。以前のパフォーマンス・インセンティブ・プール方式では前年度予算＋今年度予定額の1/2を基礎として全ての大学から留保金を拠出する方式がとられたが、Performance Year 5以降は全ての大学から留保金を拠出する方式は行われていない。計算は、前年度の交付金額を基礎とする部分と今年度配分予定額を基礎とする部分に分けられる。前者については、業績評価結果が「水準を達成している」以上であった大学には同額が保障され、これ以下の大学については - 3%、- 5% が減額される。減額された資金は今年度配分額の財源に回される。次に、今年度分についてはあらかじめMRRによって必要な額が算出され、評価結果が「水準を大きく上回る」であった大学はこの100%を配分されるが、それ以下の大学

はそれぞれ94%、86%、66%、48%しか受け取ることができない仕組みになっている。なお、Performance Year 9の評価結果では表7のように「水準を下回る」「水準を大きく下回る」と評価された大学は皆無であり、全ての大学が前年度交付額の水準を保障された。また、今年度配分予定額を100%受け取ることのできた大学は5校、94%が14校、86%が14校という計算になる。

なお、CHEの資料に基づいて計算すると、PFで配分された額が交付金額全体に占める割合は各大学とも3～5%程度に留まっている<sup>8</sup>。

### 3. まとめ - サウスカロライナのパフォーマンス・ファンディングの特質 -

以上、本稿では州政府による大学評価と資金配分の関係について取りあげ、州高等教育委員会の役割、および業績予算の採用動向を整理した。また、事例としてサウスカロライナ州を取りあげ、業績評価基準と資金配分方法について明らかにした。サウスカロライナ州高等教育委員会（CHE）は調整委員会に属し、大学を直接管理する権限は有しないが、州の予算配分に関する強い権限を有している。また、州立大学の業績評価の実施機関でもあり、州法に定められた業績評価基準の判定のための水準策定および判定方法の開発を担っている。各大学は予算要求書および業績評価データを毎年CHEに提出し、CHEは評価結果に基づき次年度予算案を州知事・州議会に対して提出する。州法に定められた37評価基準のうち実際に資金配分と連動する基準は11-14項目のみであり、すべての項目は使用されていない。各項目は3点満点で採点され、合計得点を項目数で除した平均点によって最終的な業績評価（5段階に区分）が与えられる。評価基準はインプット基準が多いのが特徴であり、例えばテネシー州で使用されている標準テストを利用した学生の学業成績の測定（一般教育、専門教育）などのアウトカム基準は盛り込まれていない。ただし、アクレディテーションの基準を盛り込むなど大学側の自己改善を促すシステムとなっているのはテネシー州と似通っている。

交付金の配分はこの最終的な評価結果に基づいて行われるが、サウスカロライナ州ではその配分方法をめぐって先述のように2度大きな改革が行われている。最初の改革は100%パフォーマンス・ファンディング方式から限定的なパフォーマンス・インセンティブ・プール方式（留保金方式）への変更であり、2度目の改革は留保金という考え方をなくし、よりシンプルで基盤的な交付金を保障する制度への変更である。留保金方式では各大学は新年度の新規配分予定額の1/2を留保金として拠出し、さらに残りの1/2と前年度交付額を足した額から一定割合を留保金に拠出し、これを原資として業績評価に基づく資金配分が行われた。しかし、改正後は前年度交付額と今年度交付予定額を分離し、それぞれに業績評価結果が適用され、配分額が算出される方式がとられるようになった。本方式では「水準に達成している」以上の評価の大学は前年度交付額と同額を保障される仕組みとなっており、以前の方式よりも基盤的な運営費の安定化が図られるようになっている。

なお、パフォーマンス・ファンディングが完全実施となったPerformance Year 3以降、「水準を下回る」「水準を大きく下回る」と判定された大学は実際のところ1校もない。また、現行の方式で配分された額は各大学が受け取る交付金の3～5%程度に留まっている。

以上のように、100%パフォーマンス・ファンディングとしてスタートした本制度は、現在は前年

度交付金額をベースとして業績評価結果に基づいて新規配分を行う「上乘せ型」へと実質的に移行している。上乘せ型はテネシー州をはじめ多くの州で採用されている方式である。サウスカロライナ州の転換は、業績評価と交付金配分をどう連動させるのか、また、基盤的な交付金の配分のあり方をどのように考えるのか、について一つの示唆を与えてくれる。

#### 参考文献

- Burke, Joseph C. and Serban, Andreea M. (eds.), 1998, *Performance Funding for Public Higher Education: Fad or Trend?* New Directions for Institutional Research, No.97, San Francisco, Jossey-Bass Publishers.
- Burke, Joseph C. and Associates, 2002a, *Funding Public Colleges and Universities for Performance: Popularity, Problems, and Prospects*, New York: The Rockefeller Institute Press.
- Burke, Joseph C. 2002b, "Performance Funding", Forest, J.JF. and Kinser, K. (eds.) *Higher Education in the United States: An Encyclopedia*, ABC-CLIO Inc., pp.459-461.
- Burke, Joseph C. and Minassians, Henrik, 2003a, *Performance Reporting: "Real" Accountability or Accountability "Lite" Seventh Annual Survey 2003*, New York: The Nelson A. Rockefeller Institute of Government.
- Burke, Joseph C., 2003b, "The New Accountability for Public Higher Education: From Regulation to Results", 『大学評価』第3号、大学評価・学位授与機構、67-85頁。
- Burke, Joseph C. and Associates, 2004, *Achieving Accountability in Higher Education: Balancing Public, Academic, and Market Demands*, Jossey-Bass.
- McGuinness Jr. Aimes C., 2004, *Financial Management and Governance in HEIS: United States*, National Report of the OECD IMHE-HEFCE Project on International Comparative Higher Education Financial Management and Governance.
- South Carolina Commission on Higher Education, 2000, 2004, *Performance Funding Workbook: A Guide to South Carolina's Performance Funding System for Public Higher Education*.
- South Carolina Commission on Higher Education, 2006a, *A Closer Look at Public Higher Education in South Carolina: Institutional Effectiveness, Accountability, and Performance*.
- South Carolina Commission on Higher Education, 2006b, *FY 2006 2007 MISSION RESOURCE REQUIREMENTS (MRR)*.
- South Carolina Commission on Higher Education, 2006c, *Ten-Year Comparison of State Education Appropriations*. ([http://www.che.sc.gov/Finance/Fin/10YR\\_Appropriations\\_2007.pdf](http://www.che.sc.gov/Finance/Fin/10YR_Appropriations_2007.pdf))
- Zumeta, W., 2001, "Public Policy and Accountability in Higher Education: Lesson from the Past and Present for the New Millennium," Heller, D.E.(ed.) *The States and Public Higher Education Policy: Affordability, Access, and Accountability*, The Johns Hopkins University Press, pp.155-197.
- 伊藤彰浩, 2000, 「大学評価と政府 - アメリカ高等教育の経験 - 」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学)』第47巻第1号, 31-44頁。
- 江原武一・杉本均編著, 2005, 『大学の管理運営改革 - 日本の行方と諸外国の動向』東信堂。
- 金子元久, 2000, 「大学評価のポリティカル・エコノミー」日本高等教育学会編『日本の大学評価』高等教育研究第3集, 玉川大学出版部, 21-41頁。
- 仙波克也, 2001, 「アメリカの大学制度・行政」『教育行政総合事典』教育開発研究所。
- 高木英明, 1998, 『大学の法的地位と自治機構に関する研究 - ドイツ・アメリカ・日本の場合 - 』多賀出版。
- 舘 昭, 2000, 「大学評価の意義と大学の未来」日本高等教育学会編『日本の大学評価』高等教育研究第3集, 玉川大学出版部, 43-62頁。
- 山崎博敏, 1999, 「アメリカの州立大学における評価に基づく資源配分」『IDE』No.405, 75-80頁。
- 山崎博敏, 2000, 「アメリカの州立大学におけるパフォーマンス・ファンディング」米澤彰純編『大学評価の動向

と課題』高等教育研究叢書62, 広島大学大学教育研究センター, 12-28頁。

山崎博敏, 2001, 「アメリカの州立大学における教育評価 - 大学・州・全国レベルでの機構 - 」『大学論集』第32集, 広島大学高等教育研究開発センター, 131-145頁。

山崎博敏, 2004, 『大学における教育研究活動のパフォーマンス・インジケータの開発』平成13-15年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究課題番号13610302研究成果報告書。

吉田香奈, 2003, 「国立大学予算の配分システム—米・英の経験と日本への援用 - 」『国立大学の財政・財務に関する総合的研究』国立学校財務センター研究報告第8号, 239-259頁。

吉田香奈, 2006, 「カリフォルニア大学の予算編成を観る」有本章・北垣郁雄編著『大学力：真の大学改革のために』ミネルヴァ書房, 192-199頁。

吉田香奈, 2007, 「アメリカの大学における評価と資源配分」広島大学高等教育研究開発センター編『大学改革における評価制度の研究』COE研究シリーズ28, 91-118頁。

米澤彰純, 2003, 「アメリカの州立大学システム - パフォーマンスに基づく大学の財政配分の動向と課題 - 」『21世紀の大学像構築と戦略的組織改革の国際比較研究』平成12-14年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書(研究代表者 有本章), 154-166頁。

#### 注

1 山崎は特にテネシー州の試みについてこのように指摘している(山崎, 1999, p.80)。

2 フロリダ州 the Board of Governors of the State University System (SUS) ホームページより(<http://www.flbog.org/default.asp>)。また、州全体の業績予算制度についてはフロリダ州議会プログラム計画・政府アカウンタビリティ局(The Office of Program Policy Analysis and Government Accountability, OPPAGA)を参照のこと(<http://www.oppaga.state.fl.us/budget/pb2.html>)。

3 なお、近年のテネシー州の業績予算制度については吉田(2007)を参照のこと。

4 The Chronicle of Higher Education, "Missouri Senate Weighs an Old Solution to an Old Problem", 2007年2月16日付。

5 U.S. Census Bureau ホームページより(<http://www.census.gov>)

6 サウスカロライナ州法は州議会ホームページで閲覧可能。

(<http://www.scstatehouse.net/code/t59c103.htm>)

7 なお、大学ごと独自の基準を設定できる1D、1Eおよび現在見直し中の7B、7Cは除いた。

8 サウスカロライナ州高等教育委員会ホームページより。

([http://www.che.sc.gov/New\\_Web/ForInstitutions/MRR.htm](http://www.che.sc.gov/New_Web/ForInstitutions/MRR.htm))